代表質問

清風会

竹内　清海　　片岡きょうこ
青山　博一　　石原みさ子
〔総括質問者〕松井　努

塩浜地区のまちづくり

問　施政方針には、活力のあるまちづくりとして、塩浜地区について、海辺にふさわしい賑わいのあるまちの創出を目指すとあり、海に面して公園が配置される等、その街並みに市民は注目していると考える。塩浜地区のまちづくり及び市有地における施設整備について、市はどう考えているか。

答　塩浜地区は、県による護岸整備が進み、三番瀬の自然が身近に感じられる環境となりつつあるが、現在、市川塩浜駅南側の約11・3haの区域で「海辺にふさわしい賑わいのあるまち」を目標とした土地区画整理事業を進めている。この事業では、階段式護岸に面して公園を配置して海辺に直接行き来できるようにする他、市有地についても海側に換地して、海の眺望や海辺の雰囲気を楽しめる施設等の土地利用を図る計画であり、海辺にふさわしい賑わいのあるまちの創出という目的を達成できるものと期待している。具体的な土地活用等については、アンケート調査や公募により民間のノウハウを活かした提案を求め、総合的な視点で決定していきたいと考えている。

行徳地域の蓋かけ歩道

問　行徳地域の蓋かけ歩道は、土地区画整理事業で柵渠の上に蓋をかけて整備されたものだが、現在ではかなり老朽化が目立っている。これまでの点検調査の状況及び改修工事に係る費用や改修時期について問う。

答　行徳地域では、市が管理する排水路約58㎞のうち蓋かけ歩道が約37㎞を占め、そのほとんどが整備後40年以上経過している。調査員の目視による点検の結果、柵渠を構成する部材のひび割れやズレ、柵板のたわみ等が確認されており、市は状況に応じた改修の優先順位を作成し対応している。改修費用は1m当たり約20万円かかり、工事は柵渠内を流れている生活排水等をポンプでくみ上げながら施工するため、天気の急変や台風等による大雨の影響が少ない11月から3月までの期間を考えている。

行徳地域の蓋かけ歩道

行徳地域の自転車専用レーン

問　市は新浜通りで自転車専用レーンの整備を進めている。この事業は大変よい試みであり、市内の幹線道路に完備されれば市のPRにもつながると考える。そこで、新浜通りにおけるレーン設置後の検証及び今後の整備計画について問う。

答　新浜通りにおける自転車専用レーンの整備は、平成27・28年度で1・5㎞の区間が完成することとなる。レーンの利用状況を調査したところ、整備前後で自転車の歩道内通行が約8割から約6割に、車道内を逆走する自転車も約2割から約1割にそれぞれ減少していることが確認できた。一方、自転車専用レーンに駐停車する車両が自転車利用者の円滑な通行の支障となっている状況も確認したことから、行徳警察署と取り締まりの強化等も協議していきたい。また、今後は、29年度に南行徳駅前通りの国道357号方面から行徳高校前交差点までの約600mを整備する予定である他、行徳駅前通りやガーデナー通り等1級市道幹線の整備を計画しており、駅と幹線道路をつなぐ自転車走行空間ネットワークの形成を図っていきたいと考えている。

下回っており、測定結果は市公式Webサイトで公表している。

安全保障・憲法改正

問　多くの国民が反対の声を上げてきたにもかかわらず、平成27年に安全保障関連2法が成立した。また、日本国憲法の重要な理念である平和主義、基本的人権の尊重、国民主権に影響を与えることが懸念される憲法改正が現在問題となっている。市民の暮らしに責任を持つ市長は、このような問題についてしっかりと意見を明らかにし、市民に訴えることが大変重要であると考えるが、見解を問う。

答　安全保障や憲法改正は国政レベルの問題であり、地方公共団体の長として一般論や私見を述べるのは差し控えたい。しかし、市長は、災害発生時はもちろんのこと、どのような事態であっても、まず市民の生命、身体、財産を守ることを最優先にする立場にあり、できる限り的確な対応あるいは措置をとっていくことが当然であると考えている。

無所属の会

〔総括質問者〕越川　雅史　　長友　正徳
増田　好秀　　湯浅　止子
秋本のり子

高校中退者への支援

問　千葉県においては、減少傾向とはいうものの、依然として年間1000人以上の高校中退者がおり、高校中退者の就業率は、高校卒業者に比べて低いものとなっているのが現状である。これらの者に対して、時間をかけてでも自分自身が納得する進路を見つけられるようにするための継続的な支援や、進路決定に至るまでの間も充実した生活を送ることができるようにするための支援を、子どもの貧困対策事業の1つに位置付けて市が実施する必要があると考えるが、見解を問う。

答　高校中退者が相談を行うことができる窓口としては、県の相談窓口、NPO法人、中退した高校等があり、これらの窓口で適切な助言等がなされていると考えている。高校中退者の支援は、実態の把握を含め広域的な課題であると捉えており、県における実施が望ましいものと考えているが、本市における課題であるとも認識していることから、今後県の相談窓口等から実態を聞くなど、市が実施する場合の事業効果を見極めていきたいと考えている。

医療的ケア児の受け入れ

問　平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を的確に行うことが地方公共団体に求められている。そのような中で、本市の公立学校においては、医療的ケアを必要とする子どもの受け入れ体制を適切に構築する必要があると考える。市の見解を問う。

答　現在、本市の公立学校においては、医療的ケアを必要とする子どもが8名在籍しており、カテーテルを使用した導尿やインスリン注射等を行っている。校内では、基本的に本人又は保護者が医療的ケアを行っているが、28年度からは、宿泊を伴う校外学習等については教育委員会が看護師を派遣することができるようになった。本市としては、一人ひとりの教育的ニーズに応じて、医療的ケアが必要な子どもが安心して学校生活を送れるよう、看護師の配置を含めた人的な支援や設備面の整備、教職員に対する研修体制の構築等、医療的ケア児の受け入れ体制の整備に取り組んでいく。

ドローンの活用

問　鳥獣対策や気象観測、医療支援等でドローンを活用する取り組みが新聞報道等で紹介されているが、近い将来、ドローンが様々なシーンで活用されることが容易に予見されるところである。本市においても、火災や災害出動等の現場においてドローンを活用できる場面が多々あると考える。ドローンの活用について、市はどう考えているか。

答　通常の火災現場では濃煙と熱気が発生するため、ドローンを安定的に飛行させ、有効な偵察活動を行うことは困難と考える。しかし、大規模な自然災害が発生した場合等に、消防隊員が接近することが危険な場所や交通が途絶した地域において情報収集活動をするには有効な装備であると認識している。今後、他の自治体の活動実績や最新機能を含め、ドローンの活用方法について情報収集に努めていきたいと考えている。

様々な活用が期待されるドローン